

# 集中的な指導監督結果等を踏まえた 労働力需給調整機能強化のための追加的対応（案）

令和 6 年 7 月 24 日

職業安定局需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 集中的な指導監督結果等を踏まえた 労働力需給調整機能強化のための追加的対応（案）

事項	前回までにいただいた 主な御意見	追加的対応の内容（案）
<p><b>1 法令順守徹底のための ルールと施行の強化</b></p> <p>①お祝い金・転職勧奨禁止 の実効性確保</p>	<p>(1-①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反の繰り返しは困るので、事業者を業務改善命令や指導のレベルで抑えていくことは非常に重要ではないか。指導した場合、この改善ほどの程度なされるものなのか。 (5/29)</li> <li>・違反事業所の割合が約6割と、3分野の中小企業における従業員確保という点で、非常に大きな懸念。違反内容を見ると、遵守して当然の部分での違反であり、引き続き、指導監督など、健全な市場環境の整備に向けて取り組むべき。(5/29)</li> <li>・中小企業の人材不足はかつてないほど深刻で、今後の生産年齢人口の減少を踏まえると、状況は更に厳しいものになっていく。現在の主な対応については、いずれも重要な取組であり、今後も着実に実行し、引き続き、健全な市場環境の整備に向けて取り組んでいただきたい。 (1/26)</li> </ul>	<p>(1-①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お祝い金・転職勧奨禁止について、職業紹介事業の許可条件に加える。 (指導監督にも関わらず、違反が継続・反復する場合は、許可取消の対象になる。)</li> </ul>

# 集中的な指導監督結果等を踏まえた 労働力需給調整機能強化のための追加的対応（案）

事項	前回までにいただいた 主な御意見	追加的対応の内容（案）
<p><b>1 法令順守徹底のための ルールと施行の強化</b></p> <p>②募集情報等提供事業に係 る対応</p>	<p>(1-②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の指導監督結果を踏まえれば、法令の周知徹底や監督指導は勿論重要だが、現在の法制度で十分なのかについても検討が必要。 (5/29)</li> <li>・追加的対応の方向性については異論がなく、特に、労働者の雇用の安定や雇用仲介事業全体の健全化を図る観点から、募集情報等提供事業者にも、お祝い金の禁止といった職業紹介事業者と同程度の規制を検討してはどうか。 (5/29)</li> <li>・募集情報等提供事業については、職業紹介事業とは事業形態が明らかに異なっていると認識。直ちに職業紹介事業と同様の規制を行うことは適切ではないのではないか。 (5/29)</li> <li>・どのようなビジネスモデルがあり、求職者・求人者にどんな影響を及ぼしているか等、実態把握を図るべき。人手不足の中で募集情報等提供事業が果たす役割は大きくなっており、事業の健全な発展を目指すべき。 (5/29)</li> <li>・募集情報等提供事業者と同じルールを適用するのは少し違つかないとも思っている。ただ、職業紹介事業者が、兼業する募集情報等提供事業の利用者にやっているという逃げの場になっているような事実があるとすれば、何か考えなければいけないと思う。 (5/29)</li> <li>・つまり、職業紹介事業と募集情報等提供事業を兼業でやっているような所に関しては、何らか同じようなルールを適用する等何か考えなければいけないことになるのだろう。 (5/29)</li> </ul>	<p>(1-②)</p> <p>募集情報等提供事業（労働者の登録から就職・定着までの全ての過程）における金銭等の提供を原則禁止とする規定を職業安定法指針に設けることとする。 （規定ぶりは、職業紹介事業について設けている現行の規定と同様のもの。）</p> <p>なお、今般の措置の趣旨（金銭等の誘因により、労働市場における適正な需給調整機能の発揮に支障が生じないようにすること）に照らし、これに該当しないものとして、例えば、下記を明確に示すこととしてはどうか。</p> <p>①提供するサービスの質の向上を図るため、サービス利用者からアンケート等への回答を求める場合であって、回答者全てに対してではなく、抽選による少数者に対して、500円程度の電子ギフト券等を提供するもの。</p> <p>②イベント来場者を確保するため、転職フェアへの来場及びブース訪問者に対して、500円程度の電子ギフト券等を提供するもの。（求人サイトへの登録の対価として提供されるものを除く。）</p>



# 集中的な指導監督結果等を踏まえた 労働力需給調整機能強化のための追加的対応（案）

事項	前回までにいただいた 主な御意見	追加的対応の内容（案）
<p><b>2 雇用仲介事業の更なる見える化</b></p> <p>①職種ごとの紹介手数料実績の見える化</p> <p>②違約金等に係るトラブルへの対応</p>	<p>(2-①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護・保育分野においては、先般の職業安定法施行規則の改正（離職者数の開示強化）を含めて業界全体の底上げに向け、様々な取組を行っていることは理解。有料職業紹介事業の更なる透明化として、平均手数料や離職率の公表もされているが、更なる透明性の確保に向けて継続的な取組を求めたい。(1/26)</li> <li>・得られる効果と事業者の負担のバランスという観点もおさえてほしい。(5/29)</li> <li>・紹介手数料の開示について、公正な競争を阻害することがないように、例えば手数料率による表示を可能とするといった工夫があるとよい。(5/29)</li> <li>・売り手市場の中で、通常行われるはずの求職者に対するカウンセリングなどが実施されず、単なる人材の横流しをするだけの紹介事業者が存在するという話も耳にする。今後、ますます人材が逼迫した状況になる中、今回の（集中的指導監督の）結果も踏まえて、人材紹介の在り方を、制度としても見直すべきタイミングなのではないか。(5/29)</li> </ul>	<p>(2-①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化（省令改正により、職種ごとの常用就職に係る平均手数料率の実績を人材サービス総合サイトに開示するよう規定） ※各事業者の取扱い上位5職種に限り、年間10件以下の職種は対象外。 ※定額制の事業者は、率に代え当該定額を開示。</li> <li>(2-②)</li> <li>・募集情報等提供事業者の利用料金・違約金規約の明示義務化（指針に、利用者に誤解が生じないように、規約の内容を分かりやすく記載した書面や電子メールにより、正確・明瞭に提示するよう規定） ※違約金規約の明示については、職業紹介事業者にも同様に求める。</li> </ul>

# 集中的な指導監督結果等を踏まえた 労働力需給調整機能強化のための追加的対応（案）

事項	前回までにいただいた 主な御意見	追加的対応の内容（案）
<p><b>2 雇用仲介事業の更なる見える化</b></p> <p>①職種ごとの紹介手数料実績の見える化</p> <p>②違約金等に係るトラブルへの対応</p>	<p>(2-①) (続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者や、公定価格によって事業収入の制約を受ける分野の事業者としては、職業紹介手数料の負担は非常に重く、手数料に一定の制限を掛ける、あるいは支援策を設定するなど検討していく必要があるのではないかと。(5/29)</li> <li>・紹介手数料の平均値については、実態をより反映したものとなるよう、常勤、非常勤という点についても、是非「見える化」されるよう、検討してほしい。(1/26)</li> <li>・優良事業者にするための手続・登録をしっかりと進め、求人者が安心した仲介事業者を選べるように、これからもっと推奨していくべき。(5/29)</li> <li>・きちんとやっている所を引き立てていくことが重要。「あそこは良いよ」という評判が立つようなものをもう少し全面に出して、良い所は持ち上げ、悪い所が淘汰されていくことを作っていくことが非常に重要。(5/29)</li> <li>・その中で、人材サービス総合サイトは非常に重要なツールであり、これをもっとプラットフォームとして一般化させることが重要。しっかりと嘘のないページとして運用してほしい。(5/29)</li> <li>・集中的指導監督では、人材サービス総合サイト関連の違反が多かった。義務でありながら、情報不掲載・内容不明瞭が多発しているのであれば、きちんと遂行させるべき。(5/29)</li> </ul>	<p>(2-①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化（省令改正により、職種ごとの常用就職に係る平均手数料率の実績を人材サービス総合サイトに開示するよう規定）</li> </ul> <p>※各事業者の取扱い上位5職種に限り、年間10件以下の職種は対象外。 ※定額制の事業者は、率に代え当該定額を開示。</p> <p>(2-②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集情報等提供事業者の利用料金・違約金規約の明示義務化（指針に、利用者に誤解が生じないように、規約の内容を分かりやすく記載した書面や電子メールにより、正確・明瞭に提示するよう規定）</li> </ul> <p>※違約金規約の明示については、職業紹介事業者にも同様に求める。</p>

# 集中的な指導監督結果等を踏まえた 労働力需給調整機能強化のための追加的対応（案）

事項	前回までにいただいた 主な御意見	追加的対応の内容（案）
<b>3 公的部門における 職業紹介機能の強化</b>  ・ハローワークの機能強化 等	・ハローワークの機能強化には強く期待。昨今の求職者の活動では、オンラインの活用が増加していることを踏まえ、システムの利便性や機能強化も含めて、具体的な策を示してほしい。（5/29）  ・ハローワークの機能強化については、是非お願いしたい（1/26）。	・ハローワークの機能強化 （医療・介護・保育分野等での人材確保を支援する専門窓口の体制整備、ハローワークインターネットサービスの操作性の改善などオンラインサービスの充実、求人充足と職場定着のための雇用管理改善等の支援等）

※ 1 及び 2 は医療等 3 分野以外も含む事業全体について措置。 3 は医療等 3 分野を中心に強化。

# 集中的な指導監督結果等を踏まえた 労働力需給調整機能強化のための追加的対応（案）

事項	前回までにいただいた 主な御意見	追加的対応の内容
その他	<p>（返戻金、認定制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返戻金の問題が出てくると思う。公平な負担の原則は必要。これは医療等だけではなく、ほかにも職業紹介全般にも言えるのではないかと思うが、この辺もきちんとした対応をしていくべきではないか。（5/29）</li> <li>・優良な紹介事業者の「見える化」は、人材確保円滑化の有力な1つの手段と認識。認定基準を追加する方向性に異存はないが、今回の基準の追加が有効に機能するかの検証を行いながら、必要に応じて更なる見直しも検討していくことが重要。（1/26）</li> </ul> <p>（業所管における対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な対応を職業安定行政としては行っていると理解。この3分野は社会のインフラとして大事な分野であり、各分野を所管する課があると承知。どのような課題があって、どういった対応をしているのか、説明を受ける機会を設けてほしい。（5/29）</li> <li>・医療・介護・保育などの分野での質の高いサービス水準は、職業紹介事業の見直しや改善だけでは維持できない部分でもあり、国の医療施策、福祉施策、とりわけ、診療報酬、介護報酬、公的価格の部分の配慮も含めて、ケアの現場を担う人材の育成や、安心して働ける環境をつくることに事業者がきちんと踏み出せるような取組を求めたい。（1/26）</li> </ul>	<p>早期離職に対する一定の抑止効果をもたせるとともに、早期離職の際には紹介手数料の一部が返還されることにより、求人側の安心や納得に資するものとなるよう、認定基準を強化</p> <p>…「6か月までの離職を対象とする返戻金制度を有すること」を新たに認定基準に追加し、令和6年度から適用。【済】</p>



## 【参考】 参照条文等

### ○ 職業安定法（昭和22年法律第141号）（抄）

（法律の目的）

第一条 この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）と相まつて、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

②～⑥ （略）

（許可の条件）

第三十二条の五 第三十条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

② 前項の条件は、第三十条第一項の許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（許可の取消し等）

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 第三十二条の五第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

② 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。



## 【参考】 参照条文等

（事業報告等）

第三十二条の十六 （略）

② （略）

③ 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者の数、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）のうち離職した者（解雇により離職した者その他厚生労働省令で定める者を除く。）の数、手数料に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

## 【参考】 参照条文等

### ○ 職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）（抄）

（法第三十二条の十六に関する事項）

第二十四条の八 （略）

2 （略）

3 有料職業紹介事業者は、職業安定局長の定めるところによりインターネットを利用して、第一号に掲げる事項にあつては前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数及び当該年度前四年度内の各年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度の総数及び当該年度前五年度内の各年度の総数）に関する情報を、第二号及び第三号に掲げる事項にあつては前年度の総数及び当該年度前四年度内の各年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度前五年度内の各年度の総数）に関する情報を、第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ、提供しなければならない。

一 当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（以下この号において「就職者」という。）の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この条において「無期雇用就職者」という。）の数

二 無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から六月経過後に離職した者を除く。）の数

三 無期雇用就職者のうち、前号に掲げる者に該当するかどうか明らかでない者の数

四 手数料に関する事項

五 返戻金制度に関する事項

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する有料職業紹介事業者が提供しなければならない情報のうち、同項第一号に掲げる事項に関する情報については四月一日から四月三十日までの間は前年度前五年度内の各年度の総数に関する情報と、同項第二号及び第三号に掲げる事項に関する情報については十月一日から十二月三十一日までの間は前年度前五年度内の各年度の総数に関する情報とすることができる。

5・6 （略）

## 【参考】 参照条文等

- **職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報**の取扱い、**職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等**に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号）（抄）

### 第六 職業紹介事業者の責務等に関する事項（法第三十三条の五）

#### 五 職業紹介により就職した者の早期離職等に関する事項

- （一） 職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から二年間、転職の勧奨を行ってはならないこと。
- （二）・（三） 略

#### 九 適正な宣伝広告等に関する事項

- （一）・（二） 略
- （三） 求職の申込みの勧奨については、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、職業紹介事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって行ってはならないこと。

## 【参考】 参照条文等

### ○ 職業紹介事業の業務運営要領 通達様式第11号 ※ 現行の有料職業紹介事業許可条件

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 2 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者とししないこと。
- 3 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。
- 4 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 5 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
  - (1) 業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
  - (2) 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3第1項）は、求職の申込みを求職者から直接受理した職業紹介事業者が履行すること。ただし、当該職業紹介事業者が事業を廃止したこと等により、労働条件等の明示義務を履行できない場合には、業務提携を行う他の職業紹介事業者が履行すること。また、求人求職管理簿（職業紹介の取扱状況に関する事項及び離職の状況に関する事項に限る。）の備付に関する義務（法第32条の15）並びに職業紹介事業報告及び職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供の義務（法第32条の16）は、業務提携を行う職業紹介事業者の間で取り決めた一者が履行すること。
  - (3) 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に、業務提携の内容として提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し（注：明示事項の記載は略）、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する職業紹介事業者に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象とししないこと。この場合において、求人者又は求職者が提携先ごとに同意又は不同意の意思を示すことができるような方法であれば、一度に複数の提携先について、同意又は不同意の意思を確認することとしても差し支えない。ただし、当面、一度に意思を確認する提携先は10以内とすること。
  - (4) 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。
  - (5) 提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分離して管理するとともに、個人情報の適正な管理（正確かつ最新のものに保つための措置、紛失、破壊、改ざんを防止するための措置等）について、より一層、的確に対応すること。
  - (6) 求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。
  - (7) 手数料はあつせんを行う職業紹介事業者による手数料の定め範囲内で当該職業紹介事業者が徴収するものとする。



## 【参考】 参照条文等

- 6 国外にわたる職業紹介を行う場合は、次の事項を遵守すること。
  - (1) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行わないこと。
  - (2) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うこと。
  - (3) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行わないこと。
  - (4) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用しないこと。
    - a 相手先国において活動を認められていないもの。
    - b 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。
  - (5) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行わないこと。
- 7 法第33条の6の規定による勧告を遵守すること。